



労働政策研究報告書

No. 197

2018

JILPT : The Japan Institute for Labour Policy and Training

現代先進諸国の労働協約システム（フランス）

労働政策研究・研修機構

現代先進諸国の労働協約システム（フランス）

独立行政法人 労働政策研究・研修機構

The Japan Institute for Labour Policy and Training

ま え が き

現代日本においては、労働法制上は労働組合が使用者ないし使用者団体と締結する労働協約が使用者の定める就業規則に優越する法規範として位置づけられているにもかかわらず、企業別組合中心の労働社会においてその存在感は希薄であり、過半数組合ないし過半数代表者の意見を聴取するとはいえ使用者の一方的決定による就業規則が法規範の中心的存在となっている。例えば、菅野和夫『新・雇用社会の法』においても、就業規則を「雇用関係の基本的規範」と呼んでおり、規範としての労働協約の影は極めて薄い。

これに対し、欧州諸国では全国レベルや産業レベルで労働組合と使用者団体との間で締結される労働協約が国家法と企業レベルを媒介する重要な法規範として労働社会を規制しており、その位置づけは極めて高いものがあるといわれている。その典型的な諸国としては、ドイツ、フランスおよびスウェーデンが挙げられる。こうしたマクロ社会的な労使の自治規範がほとんど存在しない日本においては、ミクロな企業レベルを超える問題は直ちに国家法の問題となるため、例えば労働時間問題などにおいても、過度に法律政策に依存したものになりがちとの指摘もある。

もともと近年は、これら諸国においても事業所協定や企業協約への分権化の傾向が指摘されており、産業別協約がどの程度規範としての力を保持しているのか、関心を呼んでいるところである。

そこで、労働政策研究・研修機構においては、産業レベルの労働協約が中心である欧州諸国、具体的にはドイツ、フランスおよびスウェーデンを対象として、現代先進諸国における規範設定に係る集団的労使関係のあり方について調査研究することとした。具体的には、国、産業レベルの団体交渉、労働協約とその拡張適用、企業や事業所レベルにおける労働組合ないし従業員代表機関との協議交渉や協定等について、実証的かつ包括的に調査研究を行い、これからの日本の労働社会のあり方に関するマクロ的議論の素材とすることを目指している。

本報告書においては、フランスにおける集団的労使関係システム、およびそれに基づく労働協約（企業別協定）をツールとした集団的労働条件決定（規範設定）の実相に迫るとともに、労働条件規整権限の「分権化」の実相がいかなるものであるのかを明らかにした。

本報告書が多くの人々に活用され、今後の労働法政策に関わる政策論議に役立てば幸いである。

2018年3月

独立行政法人 労働政策研究・研修機構
理事長 菅野 和夫

執筆担当者

氏名

所属

ほそかわ りょう
細川 良

労働政策研究・研修機構研究員

目次

はじめに	1
第1章 フランスの労働協約システム	2
第1節 歴史	2
1 フランスにおける労働運動・労働組合の史的形成とその展開	3
(1) 「職業組合」としての労働組合の誕生	3
(2) 労働組合の連合体の形成	5
(3) 第一次大戦後～第二次世界大戦前の労働組合運動の状況	8
(4) 第二次大戦後～1960年代の労働組合運動～CGT、CFTCの分裂と 五大労組体制の確立	8
2 労働協約システムの史的形成	10
(1) 労働協約の誕生	10
(2) 1919年法による労働協約の立法化	11
(3) 1936年法－労働協約の拡張適用システムの導入	12
(4) 1950年法－現代的労働協約システムの確立	14
第2節 フランスの労働協約制度の概要	17
1 定義	17
2 法的性質	18
3 機能	19
第3節 労働協約の締結当事者	20
1 労働組合	20
(1) フランスの労働組合の現状	20
(2) 「代表的労働組合」の概念と規範	22
2 使用者	25
(1) フランスの使用者団体の現状	25
(2) 労働協約の当事者としての「使用者」	26
第4節 団体交渉	26
1 交渉事項	26
(1) 団体交渉の交渉事項と公序	26
(2) 義務的交渉事項	30
2 交渉手続	32
(1) 情報提供義務	32
(2) 交渉参加者に対する補償	32

(3) 交渉の合意および決裂の場合の取扱	32
3 労働協約の様式	33
(1) 書面性	33
(2) 届出および掲示による公示	33
(3) 労働者に対する情報提供	34
(4) 承認	35
第5節 労働協約の法的効力	35
1 労働協約の効力	35
(1) 即時効	35
(2) 強行的効力	36
(3) 直律的効力	37
2 労働協約の適用範囲	37
(1) 労働協約の規定による適用範囲の定め	38
(2) 使用者に起因する労働協約の適用範囲の修正	38
(3) 協約の競合	44
3 産業別労働協約の拡張適用・拡大適用	45
(1) 労働協約の拡張適用	45
(2) 労働協約の拡大適用	47
4 労働協約の不履行と制裁	47
(1) 民事上の制裁	48
(2) 刑事上の制裁	50
5 労働協約の改訂・破棄通告	51
(1) 期間の定めのない労働協約	51
(2) 期間の定めのある労働協約	55
第6節 フランスにおける産業別労働協約の現在	56
1 フランスの産業別協約・交渉－概況	56
2 フランスの産業別交渉・協約－近況	60
3 フランスの産業別交渉・協約－2015年の状況	63
第7節 フィヨン法および2008年法による分権化の試みとその影響	64
1 フィヨン法改正の経緯	64
2 フィヨン法および2008年法の影響	66
第8節 本章での検討結果	69
第2章 フランスの企業別労働協約をめぐる法理論	73
第1節 沿革	73

第2節 企業別労働協約をめぐる法理論	75
1 交渉単位	76
(1) 公企業	76
(2) 事業所	77
(3) 地域レベルの交渉	78
(4) 企業グループ	79
2 交渉当事者	81
(1) 交渉当事者の枠組み - 原則	81
(2) 組合代表の構成	82
(3) 組合代表委員の権利	83
(4) 組合代表委員を欠く企業における交渉	84
3 交渉の展開	84
(1) 団体交渉の流れ - 企業委員会との関係	84
(2) 協定の締結	85
4 交渉事項	86
(1) 交渉事項の自由と「有利原則」	86
(2) 法律に対する適用除外	87
(3) 上位レベルの協約に対する適用除外	91
5 義務的交渉事項	92
(1) 交渉義務の内容	93
(2) 交渉義務に関する制裁	97
6 経済的単位の移転の場合における企業別協約および協定の帰趨	99
(1) 沿革	99
(2) 労働協約の暫定的維持	100
(3) 獲得された利益の確定的な維持	100
(4) 譲受人企業においてすでに存在する企業別協定との関係	101
7 小括	101
第3節 企業別労働協約の実際	103
1 沿革	103
2 総論 - フランスにおける近年の企業別交渉の概況	104
(1) 概況	105
(2) 企業別交渉における交渉事項	107
(3) 企業別交渉における労働組合の動向	108
(4) 企業別交渉に関する産業別の状況	111

第3章 フランスにおける規範設定の実態	114
第1節 賃金決定システムにおける規範設定	114
1 産業レベルにおける賃金決定	114
(1) 基本構造	114
(2) 賃金決定のプロセス	119
2 企業レベルにおける賃金決定	121
(1) 賃金表と格付け	121
(2) 団体交渉と昇給	122
第2節 経済的解雇における規範設定	123
1 企業委員会	123
2 経済的解雇における労使協議	124
(1) 経済的解雇における企業委員会との協議制度と、2013年雇用安定化法による改革	124
(2) 経済的解雇における労使協議の実際	126
第3節 小括	130
第4章 まとめ	132
第1節 フランスにおける労働協約システムの特徴	132
1 フランスの伝統的労働協約システムの特徴と歴史的経緯	132
2 フランスにおける産業別労働協約の機能	133
3 フランスにおける企業別協定と分権化	134
4 フランスの労働条件規範設定の実態	135
5 フランスにおける分権化の法政策とその影響	136
第2節 国際比較から見たフランスの労働協約システムの特徴	138
1 法制度から見た特徴	138
(1) 憲法規範における労働基本権の保障	138
(2) 労働組合の法的要件	139
(3) 労働組合の組織形態と組織率	140
(4) 団体交渉の形態	141
(5) 団体（協約）交渉法制	141
(6) 労働協約の効力	141
(7) 労働協約の機能	142
(8) 従業員代表機関の有無と役割	143
(9) 就業規則の位置づけ	143
(10) 法定最低賃金制度	144

2 規範設定の実態から見た比較と特徴	154
(1)前提－労働協約システムの比較	154
(2)フランスの集団的規範設定実務の特徴	156
【主要参考文献】	158
【聴き取り対象者】	159
【資料編】 フランス銀行業労働協約	168
金属産業における労働協約	231
フランス労働法典【抜粋】	247